

分収造林事業のあり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第3条及び第10条第2号の規定に基づき、県事業の実施機関として公益社団法人ひょうご農林機構が実施する分収造林事業（以下「事業」という。）の長期収支や県財政負担への影響分析を行い、それらを踏まえた今後の実施方針等を議論するに当たり、専門的見地からの提言を得るため、分収造林事業のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業の長期収支や県財政負担への影響分析
- (2) 事業の実施方針
- (3) その他事業の実施方針に応じた組織体制のあり方等、ひょうご農林機構関係部門の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる8人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故がある場合、又は委員長が欠けた場合は、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合においては、代理人は、委員会開催前に委任状を委員長に提出しなければならない。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 5 会議の座長は、委員長がこれに当たる。
- 6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(謝金)

第7条 委員（大学教育職以外の県の職員である委員を除く。）が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務に従事したときは、代理人に対して委員本人と同額の謝金を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により旅費を支給する。

- 2 第6条第3項の規定に基づき代理人が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、代理人に対して、旅費を支給する。
- 3 第6条第4項の規定に基づき委員以外の者が委員会の職務を行うために、委員会に出席し、又は旅行したときは、旅費を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農林水産部林務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年8月17日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(招集の特例)

- 3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、農林水産部長が招集する。

別表（第3条関係）

氏 名	主 な 役 職
長谷川 尚 史	京都大学フィールド科学教育研究センター准教授
大 住 克 博	鳥取大学農学部名誉教授
前 田 高 志	関西学院大学経済学部教授
茂木立 仁	弁護士
中 尾 志 都	公認会計士
枅 岡 望	日本土地山林(株)取締役山林部長
福 元 晶 三	宍粟市長
庵 途 典 章	佐用郡佐用町長

分収造林事業のあり方検討委員会傍聴要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、分収造林事業のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）設置要綱第10条の規定に基づき、会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開又は非公開の決定）

第2条 会議の公開又は非公開の決定は、委員長が、委員会に諮って行うものとする。

（会議の開催の公表）

第3条 会議の開催は、非公開とする場合を除き、会議の6日前までに公表するものとする。

2 公表内容は、会議の名称、日時、場所、議題、その他必要な事項とする。

（傍聴人）

第4条 傍聴人とは、委員会の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

（傍聴人の定員）

第5条 傍聴人の定員は、委員長が定めるものとする。

（傍聴の手続）

第6条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所において、傍聴人受付簿（様式第1号）に必要事項を記入の上、申し出なければならない。

（傍聴席に入ることができない者）

第7条 次の各号に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

（傍聴人の遵守事項）

第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 委員会における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) 張り紙、垂れ幕の類を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (5) その他会議室の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第9条 傍聴人は、会議室において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

2 前項ただし書の規定により、撮影又は録音等の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式第2号）を委員長に提出しなければならない。

（事務局員の指示）

第10条 傍聴人は、事務局員の指示に従わなければならない。

(退場しなければならない場合)

第11条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 委員長が、会議の内容が非公開であることを認め、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人が、この要領の規定に違反し、委員長が退場を命じたとき

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 年 月 日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(会議の公開又は非公開等の決定の特例)

- 3 この要領の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第2条の規定にかかわらず会議を公開し、第5条の規定にかかわらず傍聴人の定員を10名とする。

(様式第1号)

傍聴人受付簿

令和 年 月 日開催
分収造林事業のあり方検討委員会

住 所	氏 名

(様式第2号)

写真撮影等許可願	
撮影等年月日	
撮影等の目的	
撮影者等の 氏名・住所	
フラッシュ 使用等の有無	有 ・ 無
備考	
<p>上記のとおりご許可願います。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>分収造林事業のあり方検討委員会委員長 様</p> <p>申込者 住所</p> <p>氏名</p>	

検討スケジュール

回次	開催日	検討事項
第1回	R4. 8月	・分収造林事業の現状と課題
第2回	R4. 10月	・現地調査（分収造林契約地、木材市場、製材工場等）
第3回	R4. 12月	・他県の経営見直しの状況 ・長期収支シミュレーションの考え方
第4回	R5. 2月	・事業の実施方針（長期収支・県財政負担）
第5回	R5. 5月	・組織体制のあり方
第6回	R5. 8月	・委員会報告書（原案）検討
第7回	R5. 10月	・委員会報告書の決定

分収造林事業の概要

1 趣旨

戦後の著しい経済成長に伴う木材需要の急激な増大に対処するため、昭和33年制定の分収造林特別措置法（昭和58年「分収林特別措置法」に改題）に基づき実施する事業である。

各都道府県において設立された林業公社（本県：昭和37年（社）兵庫県造林公社設立（初代理事長 阪本知事））が、土地所有者と分収造林契約（地上権設定）を締結し、スギ・ヒノキ人工林の造林を行ってきた。

（分収林特別措置法の概要）※昭和58年に改題

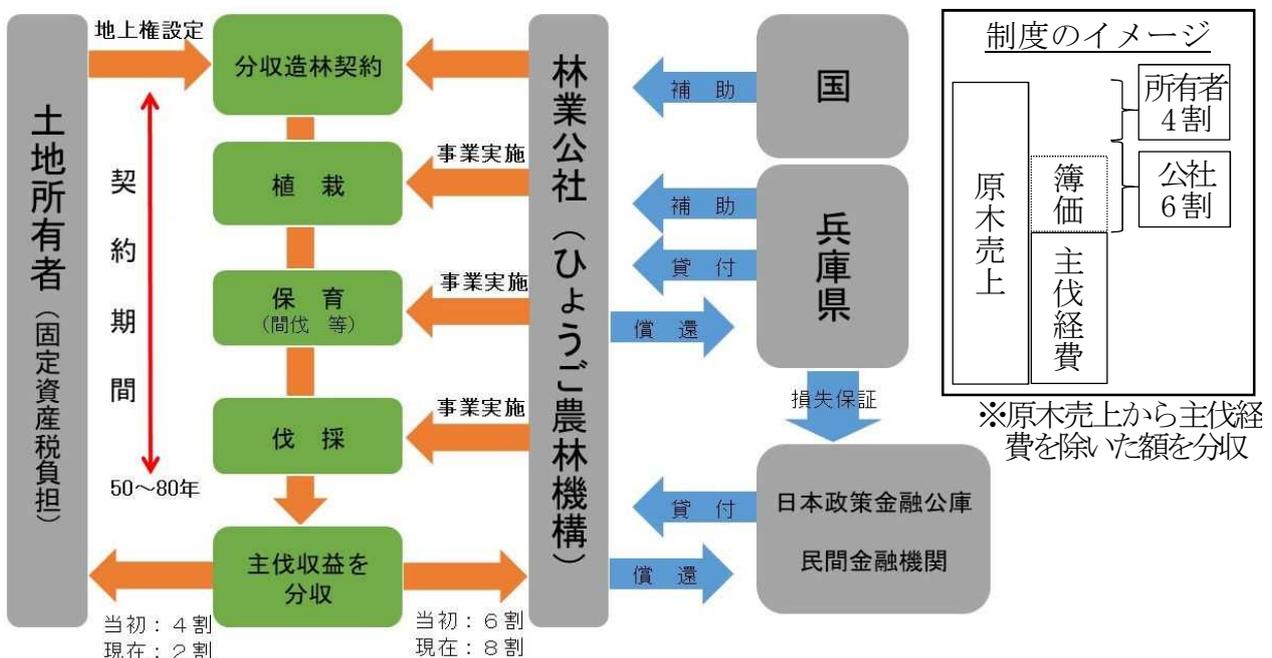
分収方式による造林及び育林を促進するため、分収林契約の定義、知事のあっせん、民法の特例、知事への事業の届出、変更勧告等を定めたもの。

民法の特例に関しては、分収造林事業が長期の事業であることから、各共有者はいつでも共有物の分割を請求することができるとしている民法256条の規定は適用されないこととされている。

昭和58年の法改正（改題含む）では、分収方式による造林又は育林の促進を行うことを目的とする一般社団法人又は一般財団法人を森林整備法人とする規定が盛り込まれ、分収林の推進母体として位置づけられた。また、その設立にあたっては、知事の認可が必要とされた。

2 事業の仕組

林業公社が土地所有者と分収契約（期間50～80年）を締結し、借入金により植栽や保育等の管理を行い、主伐（収穫）時の収益を公社と土地所有者で分収（契約当初は公社6：土地所有者4）し、公社は分収された当該収益で借入金を償還する仕組である。

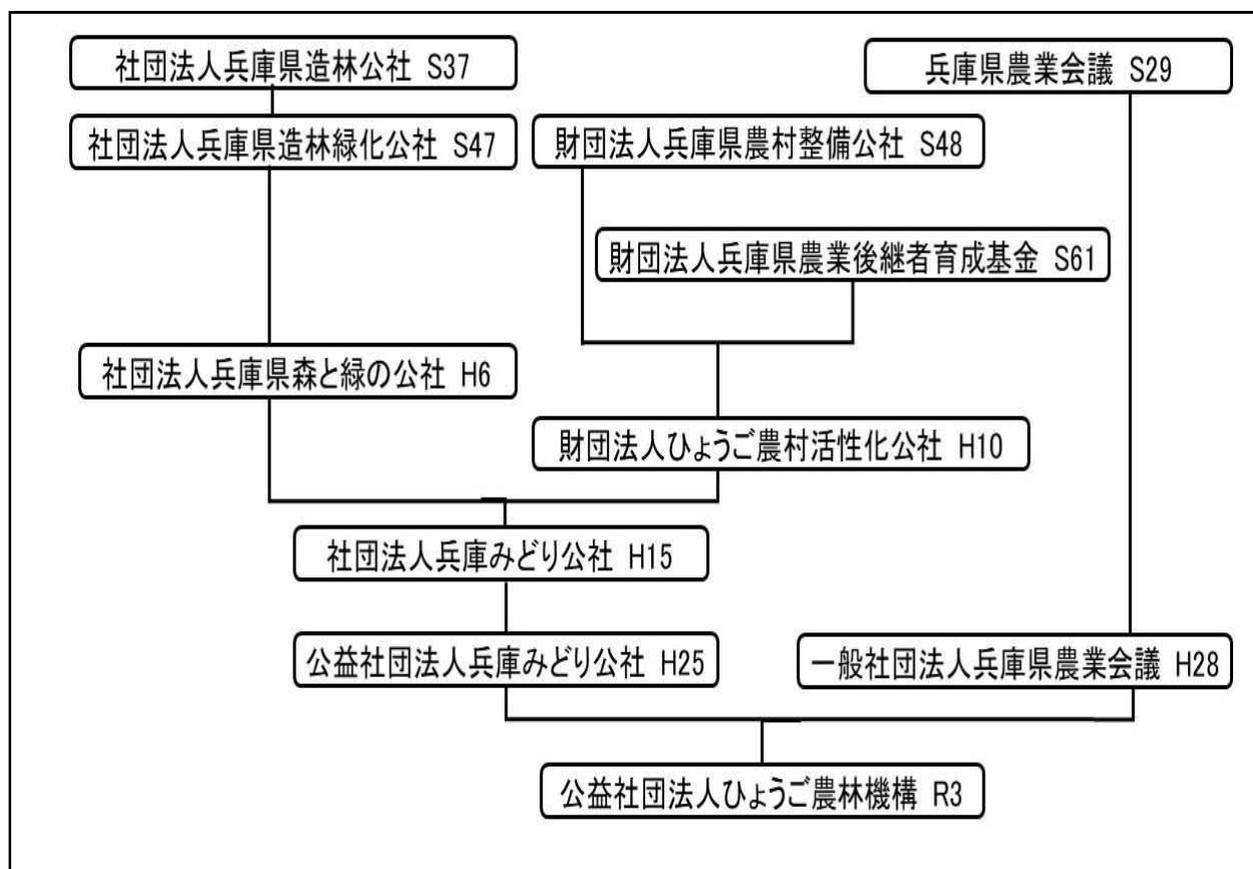


公益社団法人ひょうご農林機構の概要

1 設立経緯

国が分収造林特別措置法(S33)を制定したことを受け、全国各地で林業公社が設立(39都道府県計44法人)され、本県においても昭和37年に県が認定して(社)兵庫県造林公社(現(公社)ひょうご農林機構)が設立された。

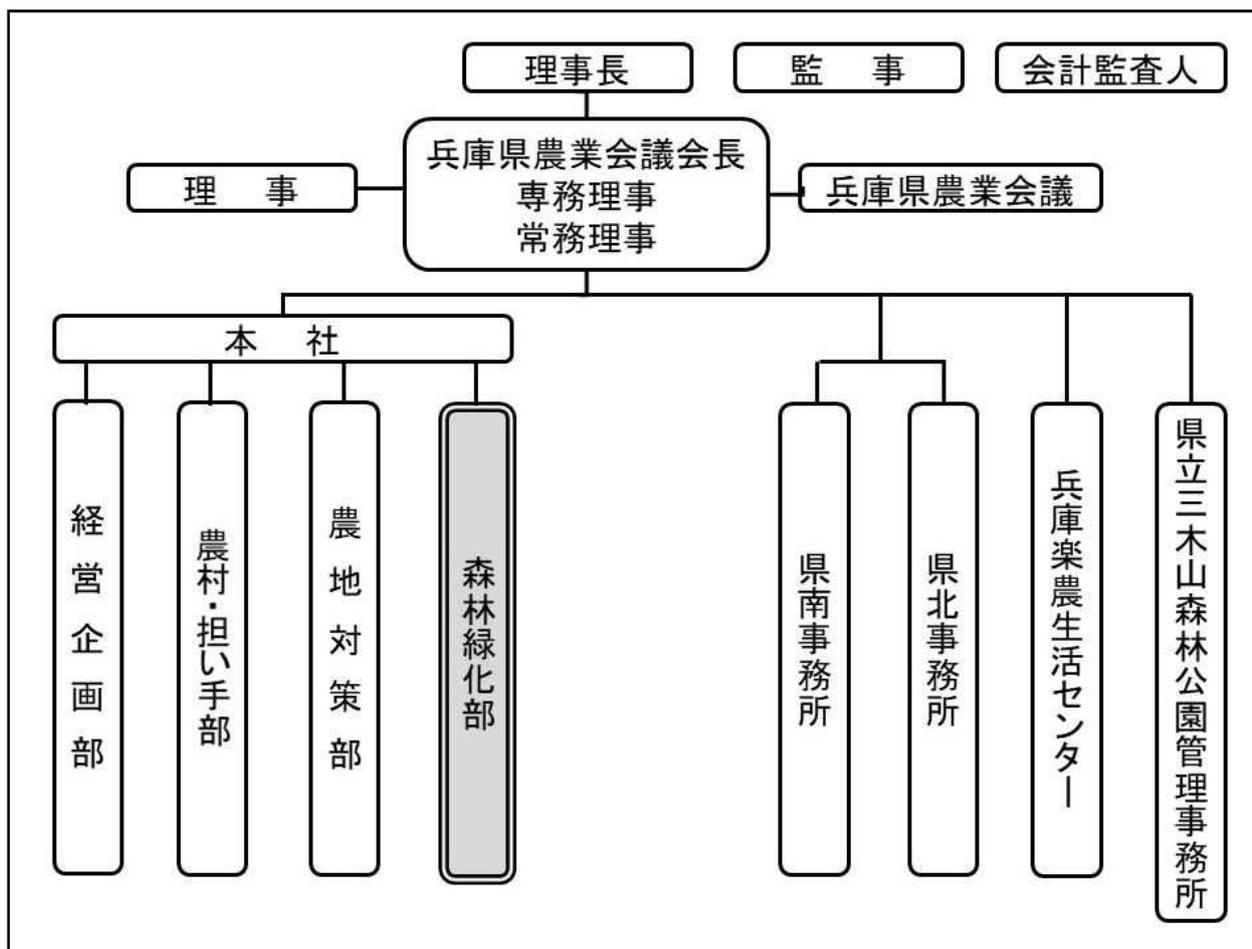
平成15年には、(財)ひょうご農村活性化公社との統合により、(社)兵庫みどり公社と改められ、さらに、令和3年には、(一社)兵庫県農業会議との統合により、(公社)ひょうご農林機構と改められ、今日に至るまで分収造林事業の実施主体として運営が行われている。



2 組織体制（令和4年4月1日現在）

本社（4部9課）と2つの地方事務所、三木山森林公園管理事務所、楽農生活センター、農地管理事務所で構成されている。

常勤役員5名、常勤職員64名となっており、このうち分収造林事業は、総務・庶務関係及び地方事務所も含めて17名（19年度22名から5名減）で実施している



3 実施事業

(1) 森林緑化部

ア 分収造林事業

機構が土地所有者と分収契約を締結し、約2万haの森林について、経済性や公益性に配慮した森林の適正な管理（植栽、下刈、間伐、主伐）を実施

イ 暮らしを支える森づくり（県営分収育林事業）

育成途上のスギ・ヒノキ人工林約2.4千haについて、機構が土地所有者と分収契約を締結し、100年生の森林の造成を目指し、森林の適正な管理（間伐、主伐）を実施

ウ 県民緑税を活用した災害に強い森づくり

県から業務を受託し、山地災害の恐れのある危険溪流沿いの人工林や集落裏山の里山林で、県民緑税を活用した防災林整備などを実施

エ 森林整備等の受託

県や市町等から業務を受託し、治山事業や森林環境譲与税事業等による森林整備に関する計画調査や設計積算を実施

(2) 農村・担い手部

農村地域づくりの実施計画作成支援や都市と農村の交流促進や農福連携を推進するとともに就農相談や就農支援による農業の担い手の確保・育成

(3) 農地対策部

農地の集積・集約化を推進する農地中間管理事業や、農地制度の適正執行と農地利用の最適化推進等に向け農業委員会をサポート

(4) 経営企画部

高度な環境制御装置を備える大規模な園芸施設団地を民間企業に貸し付け、そこから得られる栽培技術等を県下の農業者等に普及

(5) 兵庫楽農生活センター

県立施設の指定管理を受け、農産物直売所、農産物加工施設、楽農カフェ、農場などの運営し、農作業体験プログラム等を提供

(6) 県立三木山森林公園管理事務所

県立施設の指定管理を受け、森林に関する各種イベントの企画運営、環境学習のサポート、木工クラフト等の体験プログラムを提供

4 貸借対照表における森林資産

分収造林事業の貸借対照表では、624億円の森林資産が資産のほとんどを占めており、ひょうご農林機構全体の総資産772億円に対しても約8割を占め、森林資産がひょうご農林機構の財務諸表に与える影響が大きくなっている。

森林資産は、全国の林業公社の共通規範として、公認会計士の指導のもと作成した「林業公社会計基準」にもとづき、毎年の森林整備に要した費用（施業請負費、人件費、利息等）から森林整備に係る収入を差し引いた価格を累積した取得原価を計上している。

分収造林事業にかかる貸借対照表（令和4年3月31日現在）（単位：千円）

資産の部	70,237,348	負債の部	70,094,193
流動資産	1,772,952	流動負債	497,618
固定資産	68,464,397	固定負債	69,596,575
(特定資産)	(1,552,344)	正味財産	143,155
(森林資産)	(62,483,719)	(指定正味財産)	(8,940)
(その他)	(4,428,334)	(一般正味財産)	(134,215)
計	70,237,348	計	70,237,348

分収造林契約状況

1 概況

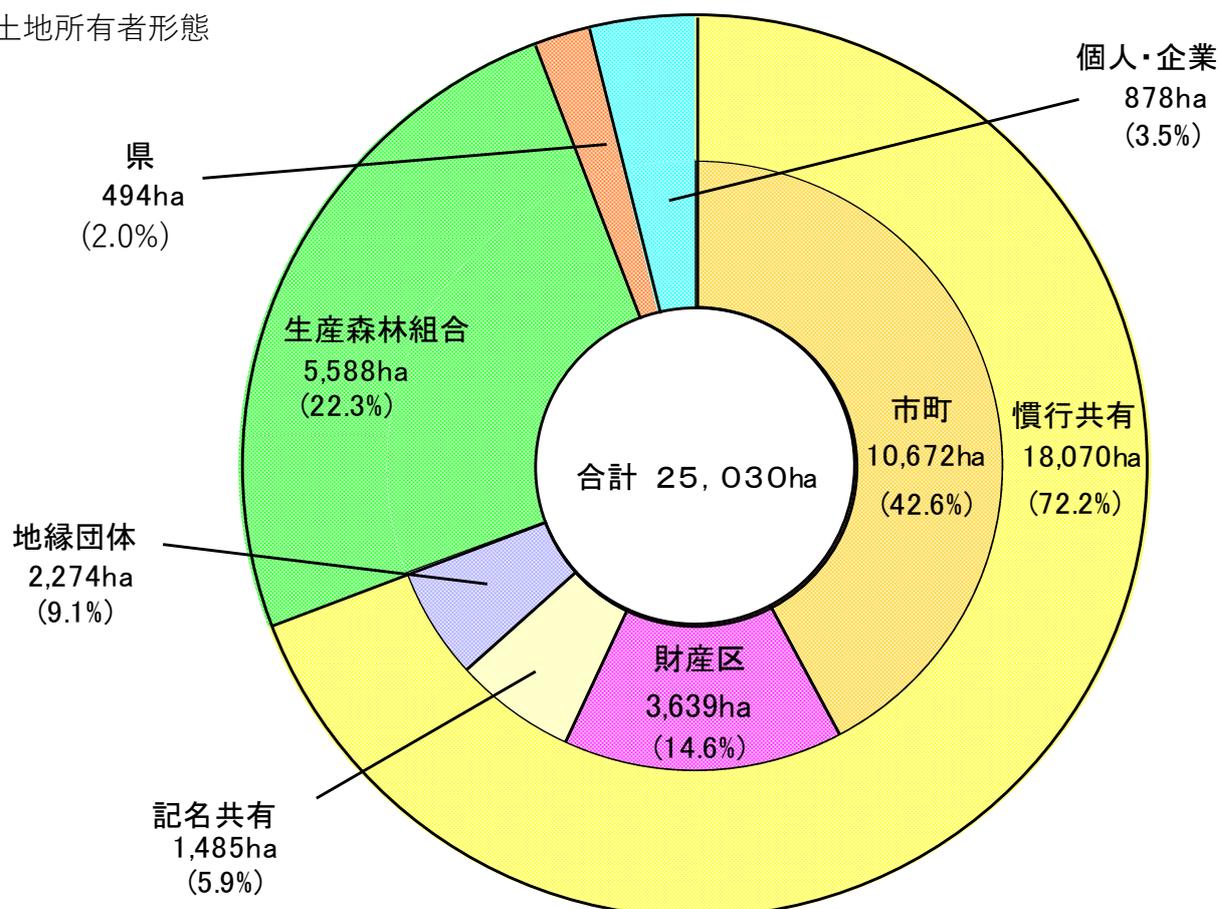
分収造林契約面積25,030haのうち、岩が多いなど植林できない契約除地等5,633haを除いた19,397haをひょうご農林機構が管理している（県内の民有人工林221千haの約1割）。

	内 容
契約管理面積	19,397ha（スギ9,350ha, ヒノキ8,423ha, マツ等1,624ha）
契約の相手方	477者（977契約）
契約期間	基本80年間 〔当初契約(No. 1) 契約期間S37～R23 最終契約(No. 977) 契約期間H11～R60〕
事業期間	S37～R60（117年間）

2 契約者別管理面積

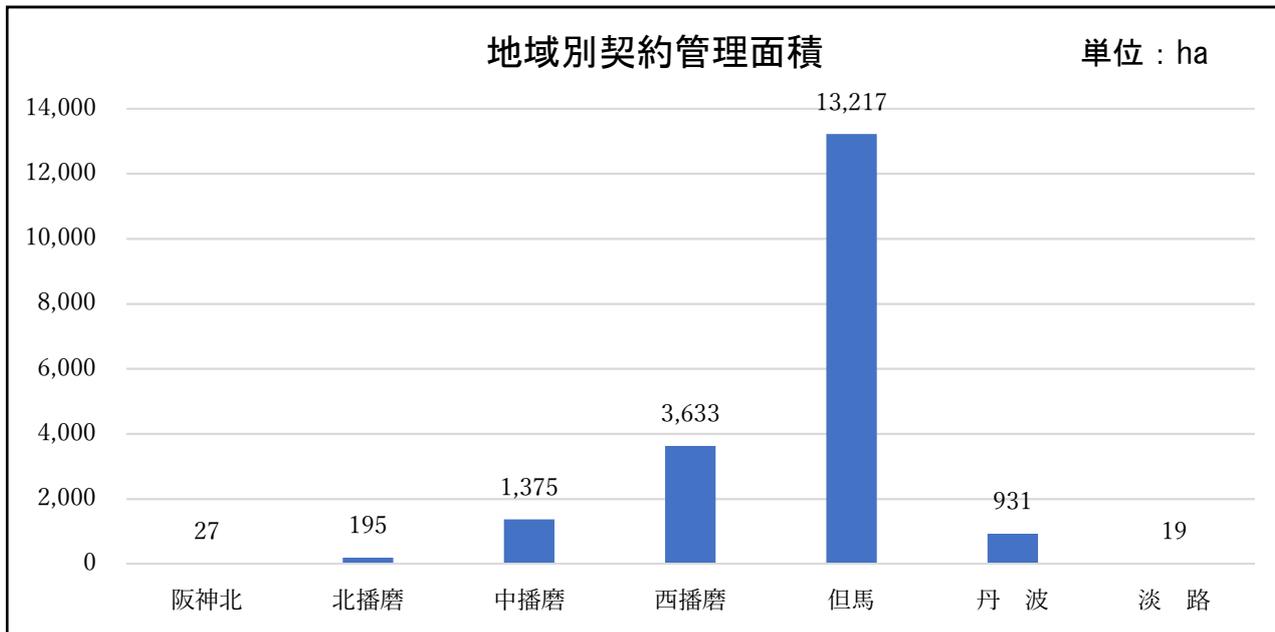
契約地の所有者は、慣行共有林（市町等）が約7割、生産森林組合が約2割と、そのほとんどが団体等であり、個人所有はほとんどない。個人所有が少ないことで、相続時の手続きや契約変更時の交渉等の負担が少ないというメリットがある。

土地所有者形態



3 地域別管理面積

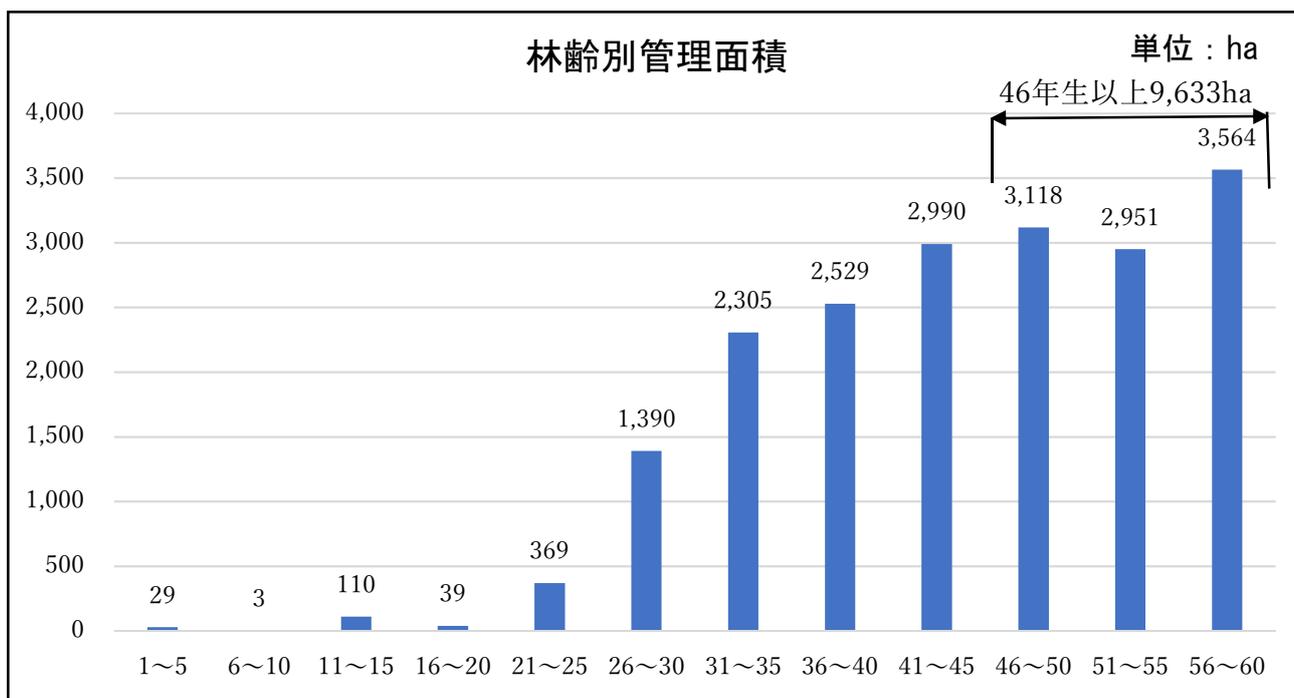
但馬地域は、人工林が少なく、事業の対象地が多かったことから、約7割の契約地があり、次いで、県内林業の中心地でもある西播磨地域や中播磨地域に多い。



4 林齢別管理面積

契約地約2万haのうち、伐採して利用可能とされるX齢級（46～50年生）以上の森林が約5割を占め、森林資源の充実が進んでいる。

しかし、契約地の約1割を占めるマツ林については、松くい虫被害により、収益が期待できない状況にある。

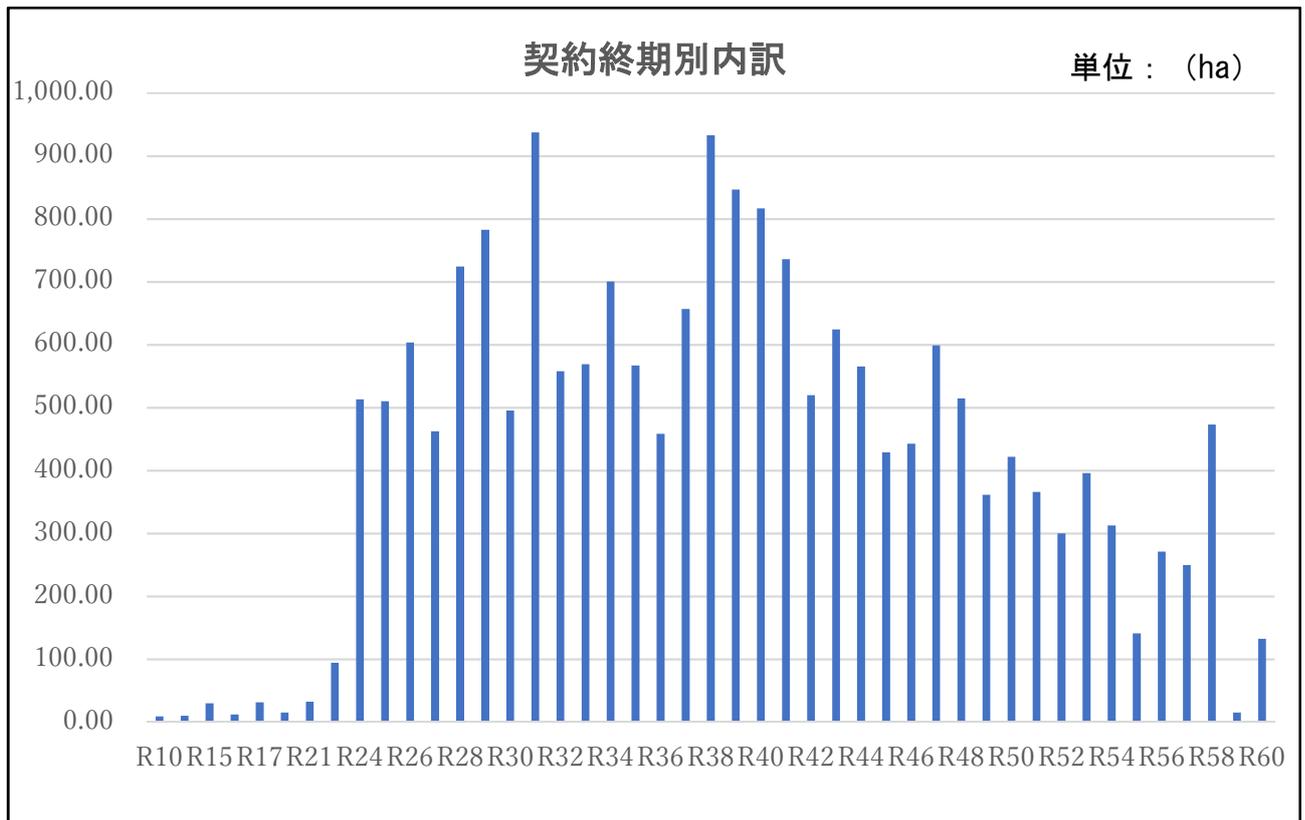


5 契約終期別面積の推移

分収造林事業を昭和37年に開始し、基本80年の契約期間であることから、令和23年度以降、順次契約の終期を迎え、全ての契約地が、令和60年度までに終期を迎える。

事業開始当初は契約期間45～50年で実施してきたが、昭和62年に国が長伐期施業への転換を示したことから、その後の新規契約は60～65年を契約期間とし、さらには、平成13年以降、順次、契約期間80年に契約変更を行ってきた。

なお、各契約地については、終期を迎えるまでに材価や施業コストを踏まえた収益性を精査し、主伐の実施の可否を判断する必要がある。



借入金の状況

1 借入金残高（令和3年度末現在）

684億円（全国最多額，うち過去利息が304億円（約4割））

内訳	
県	23億円（全国最低水準）
日本政策金融公庫	290億円
三井住友銀行（SMBC）	371億円（銀行借入全国最多）
（その他債務：H21～26県短期借入金未払利息12億円）	

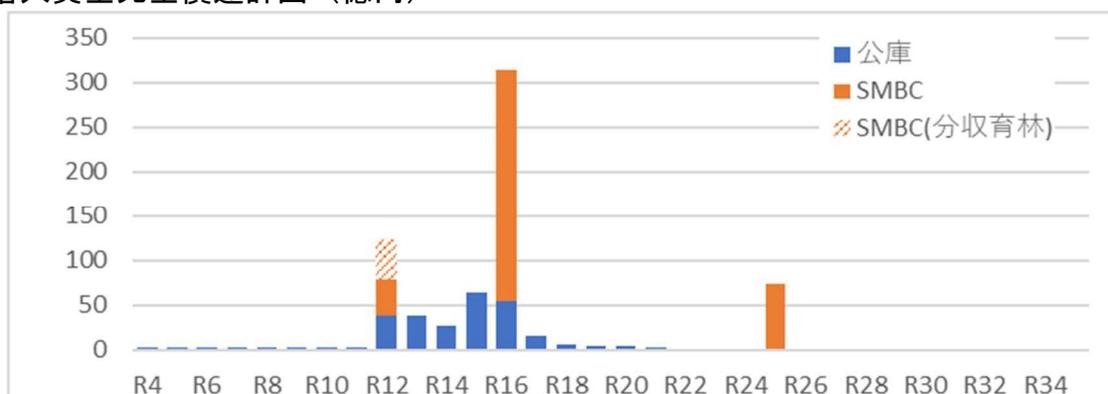
2 これまでの経緯

公庫資金の年度貸付上限額を超える分を県無利子貸付により資金調達する公社が多いなか、本県は昭和48年以降、市中金融機関（有利子）から調達してきた。

平成18年の公庫への任意繰上償還を契機として、県の短期貸付に順次切り替えた。しかし、市中金融機関のオーバーナイト資金を活用していたことから、総務省の指導に基づきオーバーナイトを解消するため、平成27年に市中金融機関からの長期貸付に切り替えた。

令和3年には、低利で調達した市中金融機関からの借入金を活用し、年利2%を超える高利の公庫資金約34億円を繰上償還した。（借入金累計額は次項参照）

3 借入資金元金償還計画（億円）



	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27
公庫	3	38	39	28	64	55	16	6	4	4	3	1	1	1	1	1	1
SMBC		41				259									72		
計	3	79	39	28	64	314	16	6	4	4	3	1	1	1	73	1	1

※分収育林事業のSMBC資金45.1億円と合わせて124億円の償還が必要

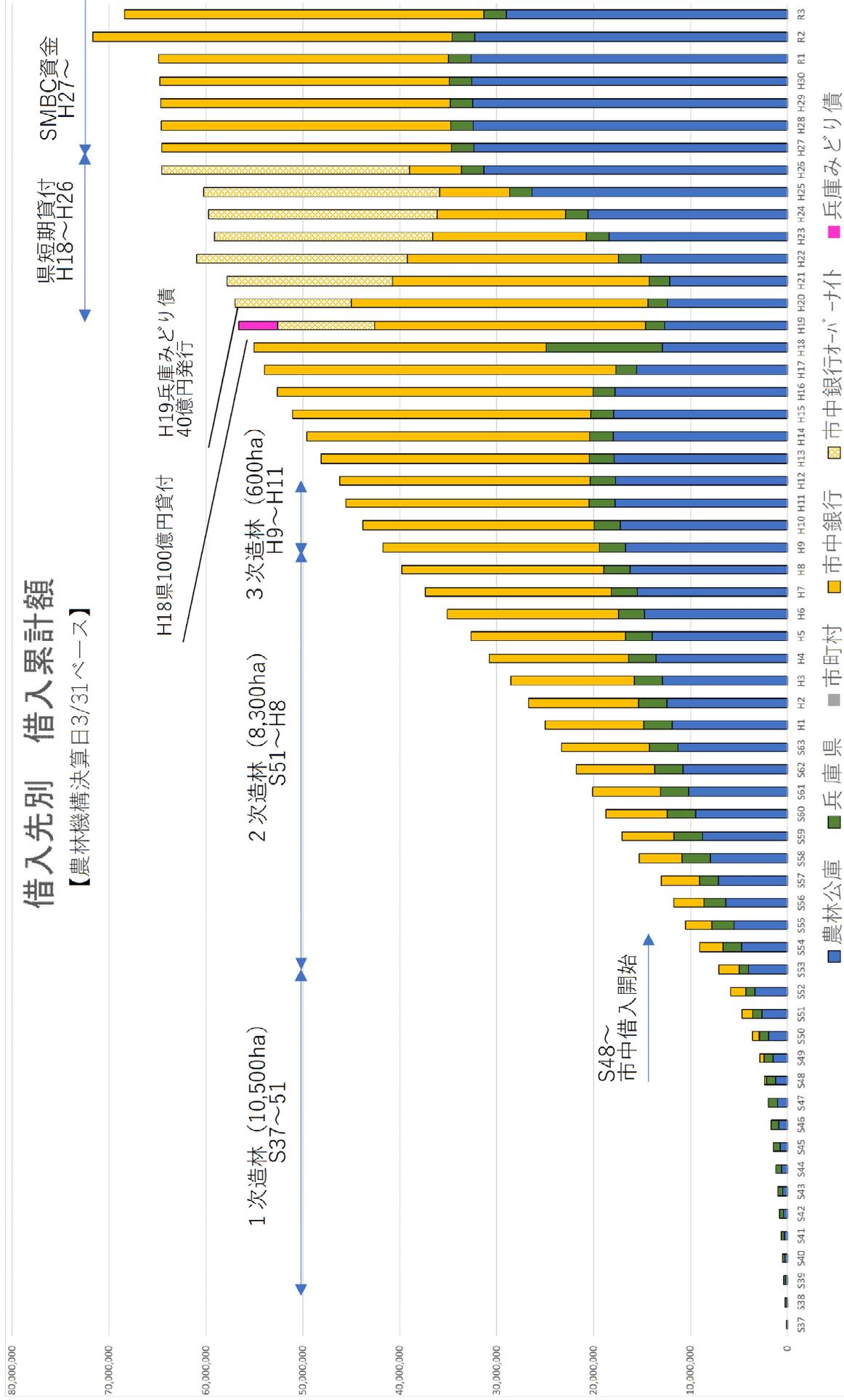
分収育林事業—暮らしを支える森づくり事業

植林から実施する分収造林事業とは異なり、育成途上の人工林を対象に契約を締結する県独自の取組として実施している。

	内 容
契約管理面積	2,363ha（スギ1,270ha，ヒノキ1,093ha）
契約件数	276契約
契約期間	育林木が100年生に達するまでの期間（契約満期年度R40～R73）
分収割合	ひょうご農林機構：土地所有者＝6：4
事業期間	H6～R73（97年間）

借入先別 借入累計額

【農林機構決算日3/31ベース】



経営改善に向けたこれまでの取組

1 新行財政構造改革の取組（H18～）

全ての分収造林地の契約が終了する時点（令和60年度）において、約670億円の赤字が発生する見込となり、将来負担の軽減に向け、抜本的な見直しが必要とされ、平成20年10月に、以下の取組を進める新行革プランを策定し、その後も社会情勢の変化を踏まえ、適宜見直しを行ってきた。

(1) 契約地の実情に応じた施業方法の見直し

契約地（約20,000ha）を「経済林」（収益性の高い林）、「環境林」（収益性の低い林）、「自然林」（収益性が見込めない林）に区分したうえで、「経済林」のみ主伐・再造林を行うこととし、収支の改善を図ることとした。

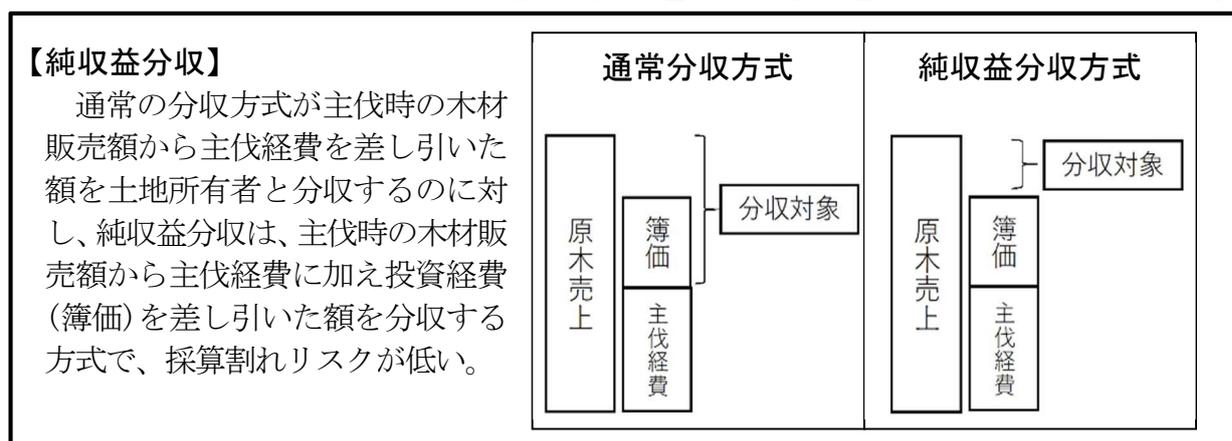
	経済林 (12,000ha)	環境林 (3,000ha)	自然林 (5,000ha)
採算性	伐採収入 > 伐採経費 伐採収益 > 投入経費	伐採収入 > 伐採経費 伐採収益 < 投入経費	伐採収入 < 伐採経費
施業方法	【主伐・再造林】 皆伐を実施し、再造林により経済性と公益性を併せ持つ針広混交林に転換。	【択伐】 択伐を繰り返し、広葉樹の自然発生を促す（手のかからない広葉樹林に転換）。	【保育管理】 必要最小限の保育のみ実施し、手のかからない高齢林に転換。

(2) 分収割合の変更

木材価格の低迷等により、事業収支の悪化が見込まれたため、分収割合を公社：土地所有者＝6：4から公社：土地所有者＝8：2に改めるべく土地所有者と交渉を行った。

分収割合の契約変更にあたっては、「純収益分収方式」（下記参照）により再造林（2巡目実施）することを契約内容に盛り込むことにより、土地所有者477者のうち474者について同意を得た（令和2年末時点で14者（約31ha）の再造林を実施済）。

なお、全国26林業公社のうち、2巡目の分収造林事業を実施するのは本県のみである。



2 積極的な主伐、利用間伐による収益確保

	H19～H21	H22～H24	H25～H27	H28～H30	R1～R3	合計
利用間伐面積 (ha)	203	412	690	818	701	2,825
主伐面積 (ha)	30	0	0	9	27	66
主伐・利用間伐収益 (百万円)	66	54	248	277	322	967

※ 行革プランの主伐計画835ha (R3末累積)に対する実績は66ha (達成率7.9%)。

3 公庫償還資金等を市中金融機関から調達

公庫の「利用間伐推進資金」(借換資金)について、材価の低迷等により実現可能性の低い長期収支計画であることを理由に令和2年以降の利用が認められなかったことから、令和11年までの公庫償還資金等72億円を市中金融機関(SMBC)から調達(R2.10月)した。

4 借入金の増加抑制対策

(1) 利子補給の拡充

債務の増加抑制のため、毎年発生する日本政策金融公庫の借入利息に対する県利子補給について、令和2年度に一部資金から全資金へ拡充(R1:14百万円→R2:388百万円)した。

(2) 公庫借入金の一部繰上償還

上記利子補給の拡充により、資金計画に余裕ができたため、SMBC借入金72億円の一部を原資として、収益が見込めない広葉樹林化した自然林2,000haにかかる公庫借入金約34億円を繰上償還した。これに伴い、年利2%を超える高利の公庫資金から低利のSMBC資金への借り換えが実現したことになり、結果として令和36年までの将来利息約14億円の削減が見込まれることとなった。

5 参考

(1) 行財政構造改革プランにおける長期収支見込の変遷

ア 新行革プラン(平成20年度)

内 容		金 額
長期収支見通し(対策前)		△670億円
対 策	施業方法等の見直し ① 経済林、環境林、自然林に区分し、実情に応じた施業実施 ② 分収割合の見直し(造林公社:土地所有者=6:4→8:2)	+170億円
	公社自助努力 退職不補充等により管理費を概ね25%(年間約3億円)削減	+100億円
	県による資金調達支援 環境林、自然林にかかる無利子貸付等	+354億円
	国への支援要請 ① 日本政策金融公庫資金制度の拡充 ② 県が行う経営改善対策への支援強化 ③ 森林整備事業の拡充及び予算確保	+93億円
	長期収支見通し(対策後)	+47億円

イ 第2次行革プラン（平成22年度）

内 容		金 額
平成20年度新行革プラン（検証前）		+47億円
検 証	日本政策金融公庫資金の活用	△58億円
	県貸付額縮減のため有利子制度資金を活用	
	県による利子補給追加支援 赤字解消のため、公庫資金に対する利子補給の追加実施	+23億円
長期収支見通し（検証後）		+12億円

ウ 第3次行革プラン（平成25年度）

内 容				金 額	
平成22年度第2次行革プラン（検証前）				+12億円	
検 証	木材価格 (円/m ³)	スギ	38,000	29,000	△302億円
		ヒノキ	26,300	20,700	
	伐出コスト (円/m ³)	スギ	9,300	4,000	+280億円
		ヒノキ	11,000	4,000	
	木質バイオマス活用（FIT制度創設に伴う燃料用材供給）				+16億円
	長期収支見通し（検証後）				+6億円

エ 最終2カ年行革プラン（平成28年度）※第3次行革プランの微修正

内 容				金 額	
平成22年度第2次行革プラン（検証前）				+12億円	
検 証	木材価格 (円/m ³)	スギ	38,000	29,600	△299億円
		ヒノキ	26,300	18,200	
	伐出コスト (円/m ³)	スギ	9,300	4,000	+283億円
		ヒノキ	11,000	4,000	
	木質バイオマス活用（FIT制度創設に伴う燃料用材供給）				+14億円
	長期収支見通し（検証後）				+10億円

(2) 国等への働きかけ

ア 林業公社の経営改善等に対する検討会への参加

本県は、下表の全国的な検討会等に主導的な立場で参加し、国や自民党に対して分収造林事業の経営改善を図る施策を提言した。

名 称	構 成	本県の関わり方
森林整備法人等の経営改善を推進するための森林県連合(H15設立)	33都道府県	幹事県
林業公社にかかる金融問題検討会(H17～18)	農林漁業金融公庫(現日本政策金融公庫)と33都道府県	幹事県
林業公社の経営対策に対する検討会(H20～21)	総務省、林野庁、秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県	第二回検討会オブザーバー参加

イ 検討会等の活動による成果

(7) 日本政策金融公庫への繰上償還の実現

平成17年度から19年度まで、日本政策金融公庫が年利3.5%以上の既往貸付金について任意繰上償還に応じた(本県は、平成18年度に、県が100億円を短期貸付し、公庫資金24億円に併せて市中金融機関76億円を繰上償還した。)

(イ) 借換資金(利用間伐推進資金)の創設

公庫の借換資金として、国が平成20年に新たに「利用間伐推進資金」を創設し、さらに平成22年には、当該資金の貸付対象を公庫に加えて市中銀行への償還資金にも拡大し、林業公社等の資金確保を支援した。

(ウ) 都道府県が行う林業公社支援に対する特別交付税措置

県が林業公社に支援する利子補給額に対して、平成18年度に国が特別交付税措置をルール化し(算入率20%、上限2億円)、さらに平成22年度に算入率、上限額を拡充(算入率50%、上限5億円)した。

兵庫県 の 森林 林業 の 現状

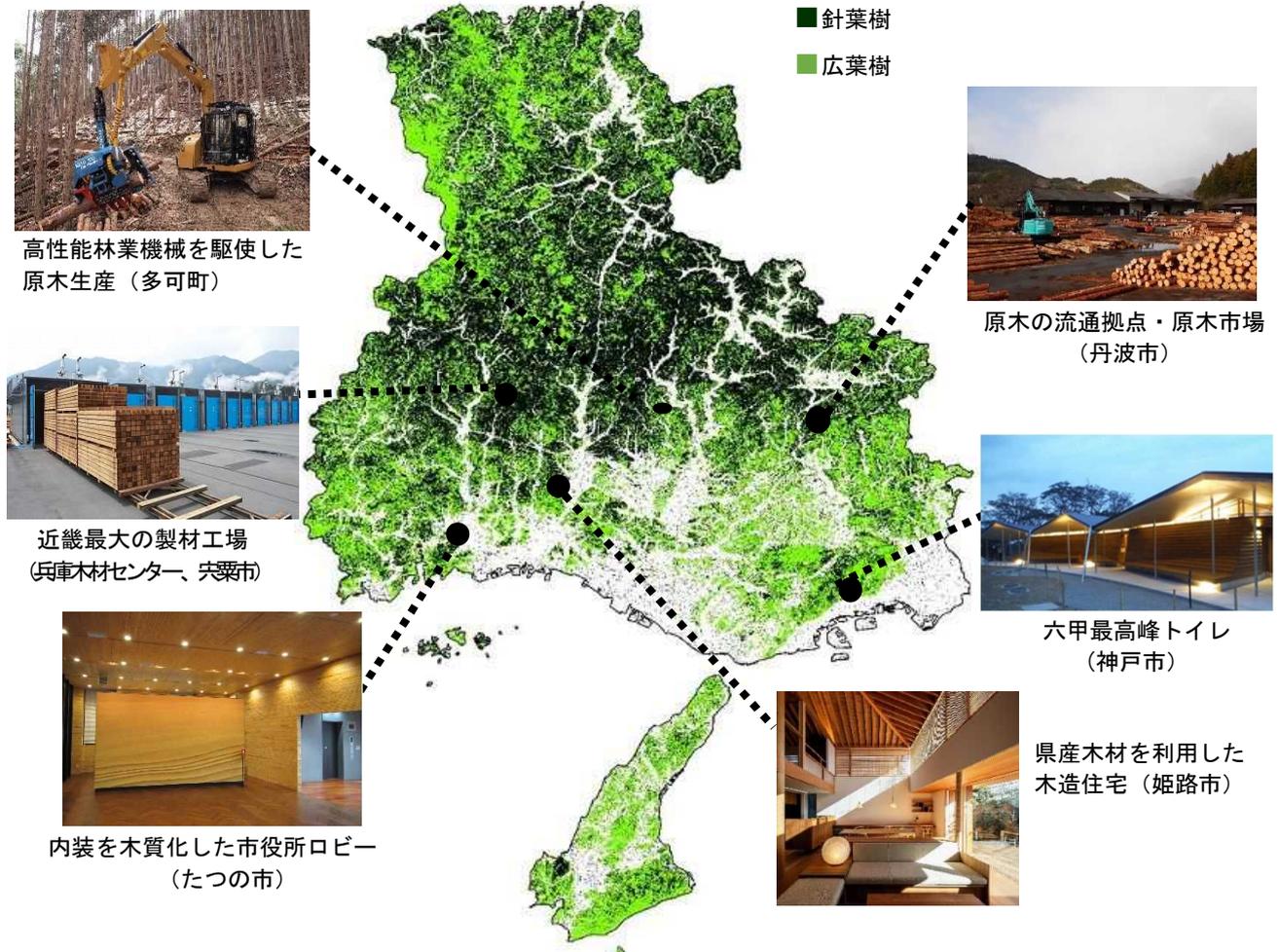
1 兵庫県 の 森林 ・ 林業 の す が た

項 目	兵庫県 (※1)	順位		京都府 (※1)	奈良県 (※1)	和歌山県 (※1)
		全国	近畿			
1 民有林面積 (ha)	529,857	8	1	335,309	269,719	343,866
2 国有林面積 (ha)	29,312	29	1	6,991	13,983	17,462
3 人工林率 (%)	42	33	5	38	62	61
4 林業産出額 (千万円)	381	30	2	261	280	425
5 素材生産量 (燃料用除く) (千 m ³)	264	24	1	141	107	166
6 再造林面積 (ha)	188	21	2	104	58	330
うち機構造林、広葉樹除く	34	34	2	30	18	191
7 間伐面積 (ha) ^{※2}	2,798	7	1	939	1,807	2,255
8 森林環境譲与税額 (県配分額) (百万円)	188	5	1	105	122	144
9 木質バイオマス発電所数 (箇所) ^{※3}	5	—	1	1	1	1
10 高性能林業機械保有台数 (台)	160	23	1	77	71	144

※1 1～3 の兵庫県はR3.3時点、他府県はH29.3時点、4,7はH30.3時点、5,6,8,10はR2.3時点、9はR4.1時点。

※2 保安林を除く森林法に基づく事前の届出面積等であり、森林管理100%作戦の実績面積とは異なる。

※3 未利用材を燃料とする発電規模5,000kw以上。



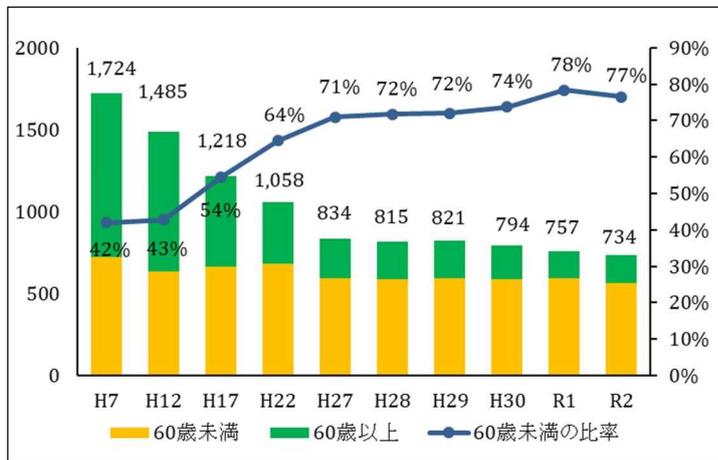
2 林業就業者の現状

県内林業就業者は、社会保障制度の充実、機械化による労働環境の改善などにより、新規就業者の確保が進みつつある。

令和2年度末の就業者数は734人と、平成12年度の1,485人から半減するものの、60歳未満の人数は維持している。

今後は、人口減少化社会を迎え、産業間の人材獲得競争等も予想されることから、長期的な林業従事への定着に向け、新規就業者の確保・育成の取組を強化する必要がある。

● 林業就業者数と60歳未満の割合の推移



3 公益的機能評価額

(単位：億円/年)

公益的機能	説明	評価額	
		兵庫県の森林全体	ひょうご農林機構
大気保全機能	森林は、光合成により二酸化炭素を吸収し、酸素を供給しています。 また、その過程で炭素を長期固体し、地球温暖化防止に重要な役割を果たしています。	1,486	54
水源涵養機能	森林は、降雨を吸収・貯留し、徐々に流出させることにより、洪水や渇水を緩和しています。 また、水を浄化するとともに、豊かな水源を保全しています。	3,787	139
土砂流出・崩壊防止機能	森林は、健全な成長をすることで、根系などにより山崩れが発生することを防止しています。 また、下層植生や落葉落枝で、表土が流出したり、浸食されたりすることを防止しています。	6,948	254
保健休養機能	森林には、心身をリラックスさせる効果が確認されており、キャンプやハイキングなどのレクリエーションや森林セラピー（森林療法）などの場として利用されています。	996	36
野生鳥獣保護機能	森林は、餌の供給や隠れ場所など野生鳥獣（シカ、クマ、野鳥等）の生息場所となっています。 また、さまざまな動植物を育み、生物の多様性を保全する役割を果たしています。	849	31
合計	-	14,066	514

(注)1 兵庫県の森林全体の評価額(「ひょうごの森林・林業」(平成29年)

より)は、「平成13年度日本学術会議答申」評価方法により算定

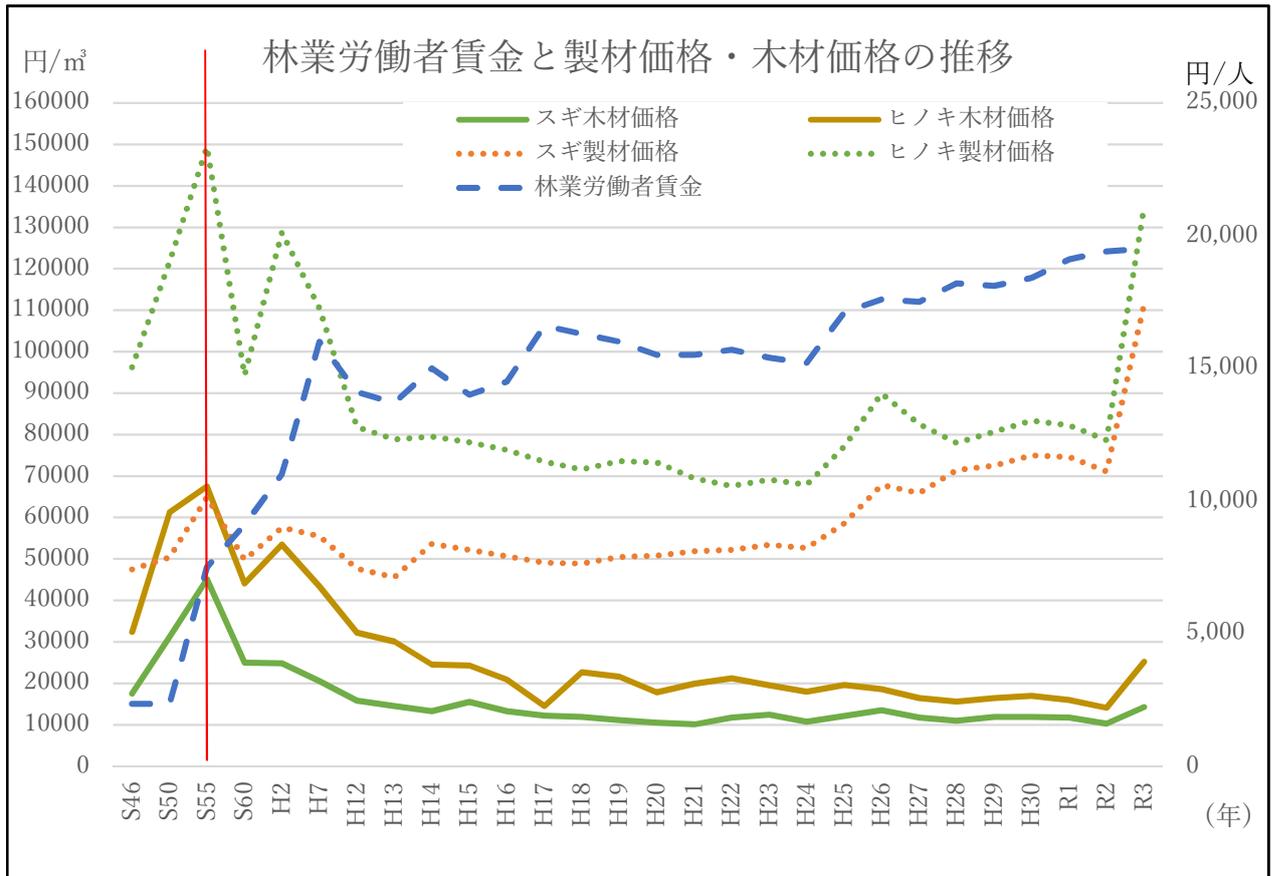
(注)2 農林機構の評価額は、兵庫県の評価額を面積按分して算定

参考：算定に使用した森林面積等	
兵庫県の林野面積	529,971ha
農林機構の森林資産面積	19,397ha

林業・木材産業を取り巻く情勢変化

1 林業労働者賃金と製材価格・木材価格等の推移

林業労働者賃金は、昭和46年と比較すると令和3年度は8倍になっているが、木材価格は、昭和55年をピークに長期的な下落傾向が続いている。製材価格は長期的には、横ばい傾向が続いているが、近年ではウッドショックの影響で価格が高騰しており、木材価格も同様の傾向である。



	昭和46年	昭和55年 (木材価格ピーク)	平成14年度	令和3年度
スギ木材価格(円/m³)	17,500	45,100	13,300	14,300
ヒノキ木材価格(円/m³)	32,400	67,500	24,500	25,200
スギ製材価格(円/m³)	47,500	64,900	53,600	111,500
ヒノキ製材価格(円/m³)	96,200	149,400	78,100	135,000
林業労働者賃金 (円/日)	2,350	7,500	17,600	19,500

【ひょうご農林機構における主伐の伐出コスト】

	H29	H30	R1	R2	R3
主伐経費(円/m³)	6,905	8,561	8,335	(実績無し)	10,101

※伐出コストは“(伐採・集積費+運搬費+市場手数料+人件費)÷出材量”により算出

2 森林整備を取り巻く時代潮流

(1) 木材不足、価格高騰（戦後から現在まで）

1945年～64年（昭和20年代から30年代）には、朝鮮特需をきっかけに木材需要は急速に膨れ上がり、需要と供給のバランスの崩れから木材価格が高騰し、木材の緊急輸入が始まり、やがて木材輸入自由化へと移行した。

一方、木材供給力を長期的に高める政策として、経済価値の低い天然林をスギ・ヒノキに転換する拡大造林が積極的に国策として進められた。

1965年（昭和40年）には、経済発展に伴う木材需要は増大し続け、第1次オイルショックの1973年（昭和48年）に木材需要は最大となり、1980年（昭和55年）には木材価格は最高値を更新した。

更に、ドルの変動相場制へ移行、1985年（昭和60年）のプラザ合意による急激な円高により、丸太や製材品の輸入が増大し、林業だけでなく木材産業に大きな打撃を与えた。

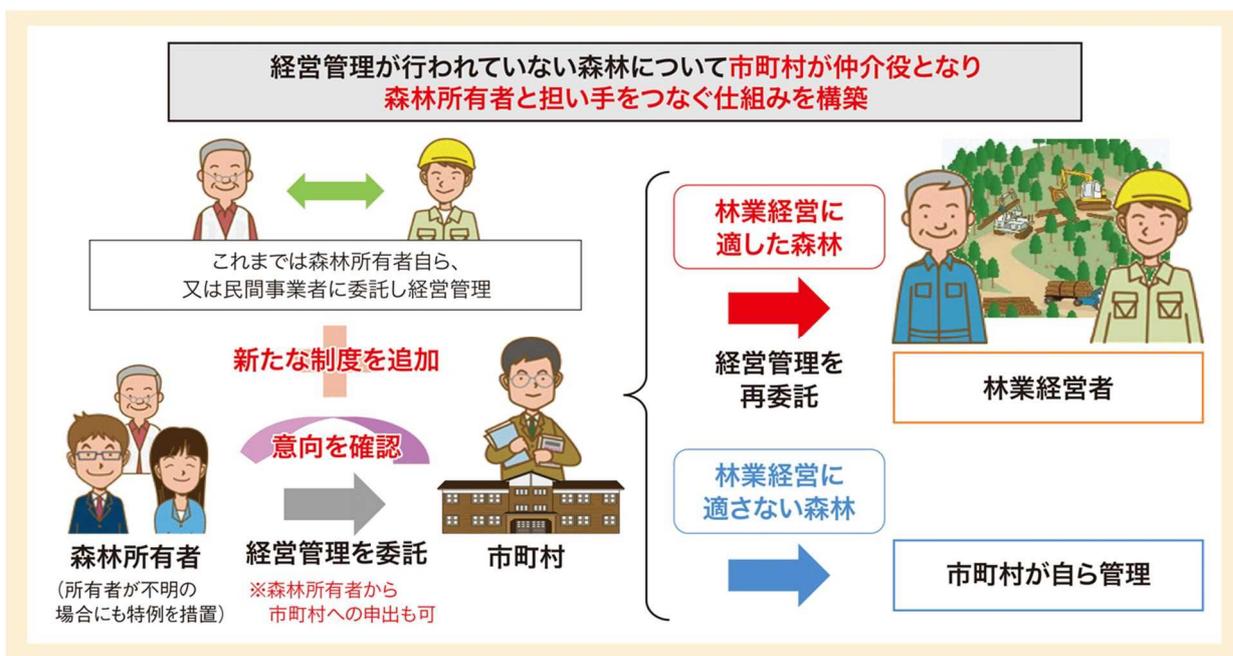
平成に入ると、労賃や苗木等の経費は上昇する一方で、木材価格が低迷しており、林業の採算性は低下を続け、2008年（平成20年）のアメリカの投資銀行の経営破綻を発端としたリーマンショックの影響を受けた住宅需要の落ち込みから、木材価格は急落した。

令和に入ると、新型コロナウイルスの感染拡大を受けた住宅需要の落ち込みによる木材価格の急落、アメリカでの木材需要の急増等を契機としたウッドショックの発生による木材価格の急騰が続き、木材価格は大きく変動した。さらに、2022年（令和4年）2月のロシアによるウクライナ侵攻により、ロシアが非友好国に対し、チップ、丸太、単板の輸出を3月に禁止したことから、国産材需要が更に高まり、国産材価格の高騰が続いている。

(2) 森林経営管理制度

2019年（令和元年）4月に森林経営管理法が施行されスタートした制度で、森林所有者が自ら管理出来ない森林を市町村が委託を受け、集積・集約化を図り、森林所有者の代わりに管理を実施する制度である。

（森林経営管理制度の概要）



(5) SDGs

持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs。以下「SDGs」という。) SDGs は、我が国を含めた世界全体の目標であり、17 の目標、169 のターゲットから構成されている。

森林は、SDGs の目標 15 の中に「持続可能な森林の経営」と掲げられているほか、様々な目標に関連しており、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有した大切な資源であり、地球環境や社会・経済の持続性への危機意識を背景として、森林・林業・木材利用に関わる活動に様々な取組が広がっている。

